

令和5年8月31日  
不動産・建設経済局参事官

## 「第2回 地域価値を共創する不動産業アワード」の募集開始 ～新たな地域価値を共創する取組を表彰します！～

国土交通省は、令和5年9月1日から「第2回地域価値を共創する不動産業アワード（不動産・建設経済局長賞）」の募集を開始いたします。

地方公共団体や住民、他業種の方等と共に地域づくりやコミュニティづくりに取り組み、新たな地域価値を共創する不動産業者や不動産管理業者等の取組を表彰することにより、取組の更なる発展を図るとともに、地域価値共創のモデルとして業界団体等と連携して横展開を目指します。

(1) 募集対象（※詳細は添付資料「募集要項」等をご覧ください。）

「場の提供者」として地域の関係者と共創して地域づくりやコミュニティづくりに取り組む不動産業者及び不動産管理業者並びにそれら事業者を含む協議会等の団体とし、不動産のオーナー又は地方公共団体については不動産業者等との連名で応募可能とします。なお、扱う不動産の用途は問わないこととします。

(2) 応募部門

地域の関係者と連携し、不動産を活用して、地域において新たな価値を創造する活動を以下の3つの部門毎に募集します。

①一般部門      ②サブリース部門      ③空き家部門

(3) 募集期間 令和5年9月1日（金）10時～令和5年10月31日（火）18時

(4) 選定方法

1次審査（書類審査）により計20件程度選出し、最終審査として学識経験者・有識者等に対する10分程度のプレゼンテーションと質疑を行い、受賞者を選定します。

(5) 応募にあたっては、下記ホームページからエントリーをお願いします。

[https://www.mlit.go.jp/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo/kyousou\\_awards/index.html](https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/kyousou_awards/index.html)



### 【問い合わせ先】

地域価値を共創する不動産業アワード事務局

株式会社 船井総研デジタル 担当 中村・横田

E-mail: info.fsd※fsdg.co.jp（セキュリティ対策のため、※は@に置き換えた上で送信願います）

TEL: 0120-478-460（平日10時-17時）

国土交通省不動産・建設経済局参事官付 担当 松山・草鹿

TEL:（代表）03-5253-8111（内線25137・25133）（直通）03-5253-8288



地域価値を共創する  
不動産業アワード  
REAL ESTATE INDUSTRY AWARDS

## 第2回 地域価値を共創する不動産業アワード 募集要領

国土交通省不動産・建設産業局参事官付

### 1. 背景

コロナ禍を通して人々の生活様式が大きく変化する中、居心地が良い日常の「暮らし」を実現するには、各地域に住まい、集う「ひと」に着目し、「暮らし」に関わるあらゆる産業分野や地域コミュニティデザインの担い手と連携しながら、地域の新たな価値や可能性を創造していくことが求められています。

国土交通省では、令和3年5月に、業種を超えて地域の新たな価値・可能性を創造することを目的として『「ひと」と「暮らし」未来研究会』を設置し、その中で、各地域のコミュニティは「未来に向けたインフラ」であり、不動産業・不動産管理業は「社会に必要不可欠なクリエイティブ産業」と位置づけ、業種を超えたプレイヤー同士の「共創」が地域に新たな価値をもたらすことを確認したところです。

それを受け、新しい資本主義実行計画フォローアップ（令和4年6月7日閣議決定）において、「地域に密着した不動産業者や不動産管理業者が地方公共団体や住民等と共に地域づくりやコミュニティづくりに取り組むことで、新たな地域価値を共創することを推奨する」表彰制度を令和4年度に創設することとされ、令和4年秋に国土交通省において「地域価値を共創する不動産業アワード（国土交通省不動産・建設経済局長賞）」を創設いたしました。

### 2. 目的

地方公共団体や住民、他業種の方等と共に地域づくりやコミュニティづくりに取り組み、新たな地域価値を共創する不動産業者や不動産管理業者を表彰することにより、取組の更なる発展を図るとともに、地域価値共創のモデルとして業界団体等と連携して横展開を目指します。

また、不動産業者や不動産管理業者が、新たな地域価値を共創する中で、空き家等低未利用不動産の有効活用、中心市街地等活性化、住宅確保要配慮者等の居住支援、防災・防犯等地域の安全・安心の確保、デジタル社会への移行など、地域課題や社会課題の解決に貢献していることを広く発信します。

### 3. 募集内容等

#### (1) 募集対象

「場の提供者」として地域の関係者と共創して地域づくりやコミュニティづくりに取り組む不動産業者（不動産の売買・賃貸・仲介等を業とするもの）、不動産管理業者（不動産の管理を業とするもの）又はそれらの事業者を含む協議会等の団体の活動とします。また、不動産のオーナー又は地方公共団体も、それらの事業者又は団体との連名により応募が可能です。なお、活動における不動産の用途は問いません。

## (2) 募集部門

地域の関係者と連携し、不動産を活用して、地域において新たな価値を創造する活動を以下の3つの部門毎に募集します。

### ①一般部門

②及び③以外のもの

### ②サブリース部門

サブリースの手法を活用した活動

### ③空き家部門

以下のいずれかに該当する活動

・空き家を活用した活動

・空き家となる前の段階から関与し、空き家の発生予防や新たな活用につなげる活動

同一の活動について複数の部門に応募することはできませんが、同一の応募者が異なる活動により複数の応募をすることは可能です。また、第1回地域価値を共創する不動産業アワードにおいて受賞した活動は原則として応募できませんが、更なる取組を実施して新たな成果が上がったと認められる場合には応募が可能です。

## (3) 受賞者の選定

それぞれの部門において優秀な活動を「優秀賞」として表彰します。

また、応募のあった活動の中で最も優秀なものを「アワード大賞」として表彰するほか、地域づくり・コミュニティづくりに貢献している活動や、地域づくり・コミュニティづくりを担う人材の育成に資する活動を「特別賞」として表彰します。

## 4. 応募方法等

### (1) 応募方法

以下の①～③のいずれかにより、応募ができます。

#### ①応募希望者自らによる応募

#### ②以下に掲げる各地方整備局等不動産業担当部局からの推薦による応募

- ・北海道開発局
- ・東北地方整備局
- ・関東地方整備局
- ・北陸地方整備局
- ・中部地方整備局
- ・近畿地方整備局
- ・中国地方整備局
- ・四国地方整備局
- ・九州地方整備局
- ・沖縄総合事務局

#### ③地方公共団体（都道府県・市区町村等）からの推薦による応募

応募に際しては、『応募申込書』『推薦状（推薦者がいる場合のみ）』『参考資料（写真、パンフレット、報道記事など応募申込書に記載した内容を補足するもの）』の提出が必要です。

下記ホームページにアクセスし、エントリーした後、ご提出ください。

【地域価値を共創する不動産業アワードホームページ】

[https://www.mlit.go.jp/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo/kyousou\\_awards/index.html](https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/kyousou_awards/index.html)

※ 『参考資料』は、20枚以内で1ファイルにまとめてご提出ください。

※ 不明点等は、「8. 本件に関する問い合わせ」に記載の事務局までお問い合わせください。

## (2) 応募期間

令和5年9月1日（金）10時～令和5年10月31日（火）18時

## (3) 留意事項

応募に当たっては、以下の点にご留意ください。

- ・応募頂いた書類等は返却いたしませんので、ご了承ください。
- ・必要に応じて、事務局より応募内容の確認等のご連絡をさせて頂く場合があります。
- ・1次審査を通過した場合は、最終審査においてプレゼンテーション資料を用いて10分程度のプレゼンテーションを行っていただきます（「5. 選考方法と審査基準」をご確認ください）。
- ・受賞者に選出された場合は、表彰式（令和6年3月開催予定）にご出席ください。

## 5. 選定方法と審査基準

### (1) 選定方法

応募のあった活動について、書類審査による1次審査により計20件程度を選出し、その後、最終審査として学識経験者・有識者等で構成する「地域価値を共創する不動産業アワードについての選定委員会」（委員長：中城康彦 明海大学不動産学部教授）においてプレゼンテーション資料を用いた10分程度のプレゼンテーションと質疑を行い、受賞者を選定します。

※ プレゼンテーション資料は最終審査に進んだ応募者に作成・提出いただきます。様式は任意ですが、応募申込書の内容を補足する写真等のビジュアル資料を中心に構成されたパワーポイント資料（5枚以上）を想定しています。

※ 最終審査は、オンラインでの実施を想定しています。

※ 最終審査に出席できない場合には、プレゼンテーションを録画したものの提出等によって代えることができます。

### (2) 審査基準

審査においては、以下の項目を中心に評価します。評価に当たっては、応募内容の裏付けとなる客観的資料の有無やその内容も考慮します。

#### ① 先進性

地域において新たな価値を生み出す先進的な取組であること

#### ② 共創性

地域の関係者が適切な役割分担の下で活動し、地域課題解決等の具体的成果につながっていること

#### ③ 地域活性化

地域づくり・コミュニティづくりや、それらを担う人材の育成に寄与していること

## 6. スケジュール

表彰式までのスケジュールは以下の通りです。審査結果は応募者に通知いたします。

令和5年9月 1日（金）	募集開始
10月31日（火）	募集締切
11月～1月上旬	1次審査（書類審査）
令和6年1月下旬～2月上旬	最終審査（選定委員会による審査）
	審査・選定結果通知及び受賞対象者の発表
3月中下旬	表彰式

※ 上記スケジュールは予定であり、変更となる可能性があります。

## 7. 表彰式

受賞者には、表彰式において表彰状等を贈呈いたします。詳細については、対象者に別途お知らせします。

## 8. 本件に関する問い合わせ

### 【問い合わせ先】

地域価値を共創する不動産業アワード事務局

・株式会社 船井総研デジタル（担当：中村、横田）

〒104-0032 東京都中央区八丁堀 2-19-8 日宝八丁堀ビル 3階

E-mail info.fsd@fsdg.co.jp

電話番号 0120-478-460（平日 10時～17時）

・国土交通省不動産・建設経済局参事官付（担当：松山、草鹿）

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3

電話番号 03-5253-8111（内線：25137、25133）

# 第2回

# 地域価値を共創する 不動産業アワード



## 募集要項

**募集対象：**「場の提供者」として地域の関係者と共創して地域づくりやコミュニティづくりに取り組む不動産業者（不動産の売買・賃貸・仲介等を業とするもの）、不動産管理者（不動産の管理を業とするもの）又はそれらの事業者を含む協議会等の団体の活動とします。また、不動産のオーナー又は地方公共団体も、それらの事業者又は団体との連名により応募が可能です。なお、活動における不動産の用途は問いません。

**選定対象：**それぞれの部門において優秀な活動を「優秀賞」として表彰します。また、応募のあった活動の中で最も優秀なものを「アワード大賞」として表彰するほか、地域づくり・コミュニティづくりに貢献している活動や、地域づくり・コミュニティづくりを担う人材の育成に資する活動を「特別賞」として表彰します。

**募集期間：**2023年9月1日（金）10時～2023年10月31日（火）18時

**提出物：**応募申込書、推薦状（推薦者がいる場合のみ）、参考資料※（写真、パンフレット、報道記事など  
応募申込書に記載した内容を補足するもの）※参考資料は20枚以内で1ファイルにまとめて提出ください。

## 応募部門

地域の関係者と連携し、不動産を活用して、地域において新たな価値を創造する活動を以下の3つの部門毎に募集します。

- ① 一般部門 … ②及び③以外のもの
- ② サブリース部門 … サブリースの手法を活用した活動
- ③ 空き家部門 … 以下のいずれかに該当する活動
  - ・空き家を活用した活動
  - ・空き家となる前の段階から関与し、空き家の発生予防や新たな活用につなげる活動

同一の活動について複数の部門に応募することはできませんが、同一の応募者が異なる活動により複数の応募をすることは可能です。また、第1回地域価値を共創する不動産業アワードにおいて受賞した活動は原則として応募できませんが、更なる取組を実施して新たな成果が上がったと認められる場合には応募が可能です。

## 審査の流れ

- STEP 1 右記QRコードまたは下記不動産業アワードHPよりエントリー  
[https://www.mlit.go.jp/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo/kyousou\\_awards/](https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/kyousou_awards/)
- STEP 2 データにて書類提出
- STEP 3 1次審査（提出書類をもとに審査）
- STEP 4 最終審査（選定委員会において10分程度のプレゼン・質疑をもとに審査）

